

**原子力災害時における島根県雲南市  
からの広域避難者受入れマニュアル  
【島根原子力発電所事故対応】**



**令和2年7月  
広島県三次市**

目次	
はじめに	2
島根原子力発電所と三次市・雲南市の位置関係	3
第1章 原子力災害時等の対応	4
1. 原子力災害対策指針が定める原子力災害時等の防護措置	4
2. 受入対象地域	6
3. 連絡体制	6
4. 避難者受入れ活動	7
5. マニュアルの対象者	10
第2章 避難経由所の開設・運営	11
1. 避難経由所設置の目的	11
2. 避難経由所の概要	11
3. 避難経由所の開設・運営方法	11
第3章 避難所の開設	14
1. 基本方針	14
2. 施設の解錠・開門	14
3. 避難所の開設準備	14
4. 避難者の受入れと誘導	15
5. 市への連絡	16
6. 避難所開設の周知・広報	16
7. 食糧・物資等の管理、配給	16
8. 体調不良者への対応	16
第4章 避難所の運営・管理	17
1. 基本方針	17
2. 避難所運営委員会設置以前の対応	17
3. 避難所運営委員会の設置	19
第5章 避難所の閉鎖	21
1. 基本方針	21
2. 情報の提供	21
3. 避難所統廃合に伴う移動	21
4. 避難所の閉鎖時期、閉鎖準備等避難者への説明	21
5. 避難所閉鎖後の通常業務体制の準備	22
6. 避難所閉鎖準備	22
様式集	23

## はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した原子力災害を踏まえ、平成 24 年 10 月、原子力規制委員会は原子力災害対策指針の見直しを行い、原子力災害対策を重点的に実施すべき「原子力災害対策重点区域」として、原子力発電所から概ね半径 5km が目安の「予防的防護措置を準備する区域（P A Z）」及び概ね半径 30km が目安の「緊急防護措置を準備する区域（U P Z）」が設定されました。

本市は、原子力災害に備えた島根県広域避難計画において、島根県松江市にある中国電力株式会社島根原子力発電所で原子力災害が発生し、U P Z 圏内にある島根県雲南市の住民の避難が必要となった場合に、雲南市から避難した住民の一時避難先自治体として位置づけられています。

このことから、原子力災害時において、雲南市からの避難者を一時的に受け入れるための避難経路所及び避難所を円滑に開設・運営し、避難者の安全・安心を確保するとともに、三次市民の平穏な生活を守ることを目的として、このマニュアルを策定しました。

なお、今後も国の原子力政策や広島県、島根県及び雲南市との協議等を踏まえて、より実効性のあるマニュアルとなるよう、必要に応じて、修正・補足を行う予定です。

令和 2 年 7 月 三次市危機管理監

### 関連するマニュアル等

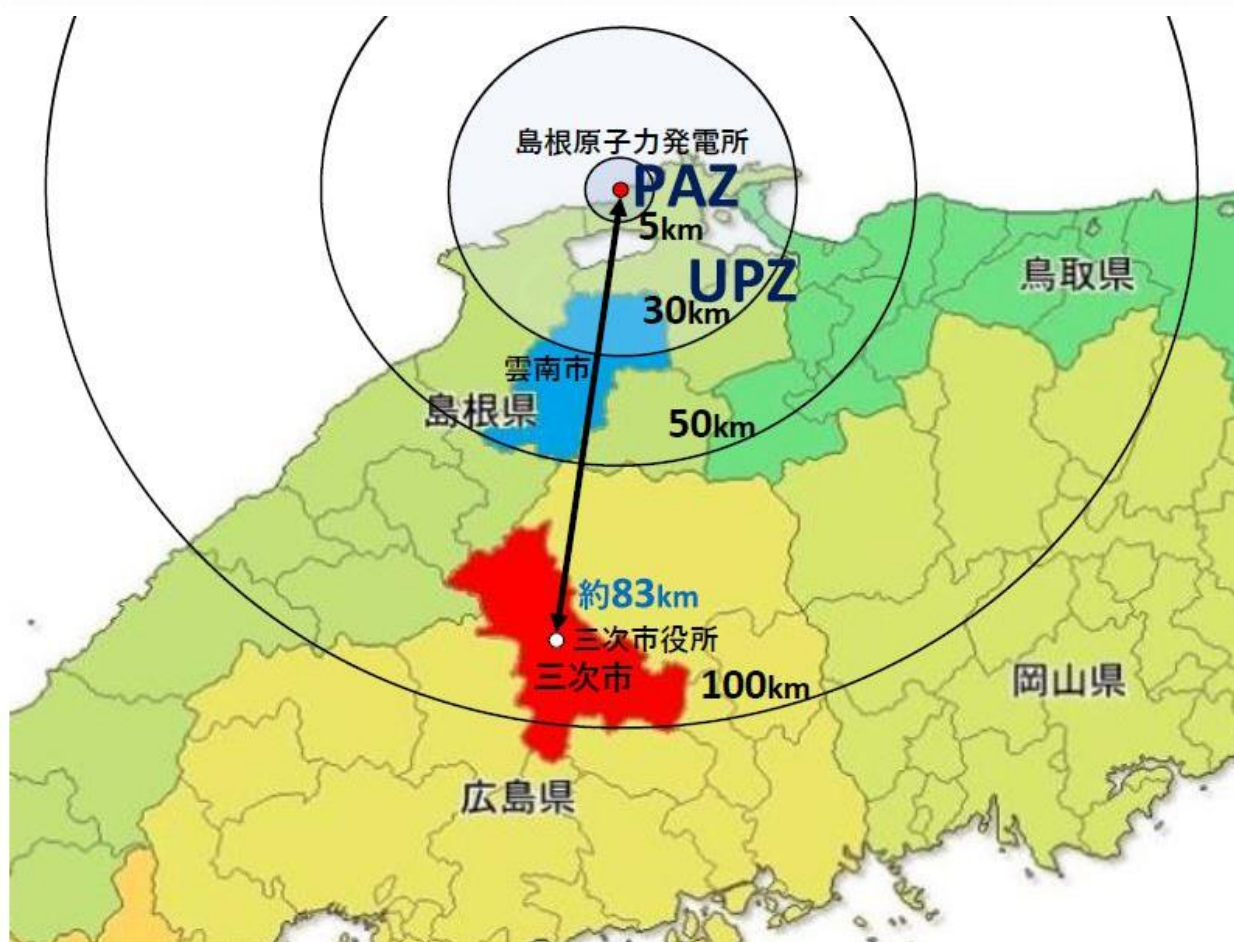
- ・放射線の基礎知識
- ・原子力災害時における市民等への情報提供マニュアル

## 島根原子力発電所と三次市・雲南市の位置関係

三次市は、島根原子力発電所から概ね 60km から 100km の範囲内に位置し、国の原子力災害対策指針に定める「原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）」の圏外となります。

一方、島根県雲南市の一部地域は、島根原子力発電所から 30km の範囲内に含まれ、「緊急防護措置を準備する区域」（UPZ）の圏内となります。

島根原子力発電所において原子力災害が発生し、広域避難が必要となった場合、本市は、広島県と島根県との間の協定に基づき、雲南市からの広域避難者を一時的に受け入れることとしています。



※地図上の距離は図測による目安であり、厳密な距離ではありません。

### ※1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響を回避するため、即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指し、原子力施設から概ね半径 5km が目安です。

### ※2 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）

放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）を準備する区域のことを指し、原子力施設から概ね半径 30km が目安です。

# 第1章 原子力災害時等の対応

## 1. 原子力災害対策指針が定める原子力災害時等の防護措置

### (1) 原子力災害対策指針に基づくEAL（緊急時活動レベル）の考え方

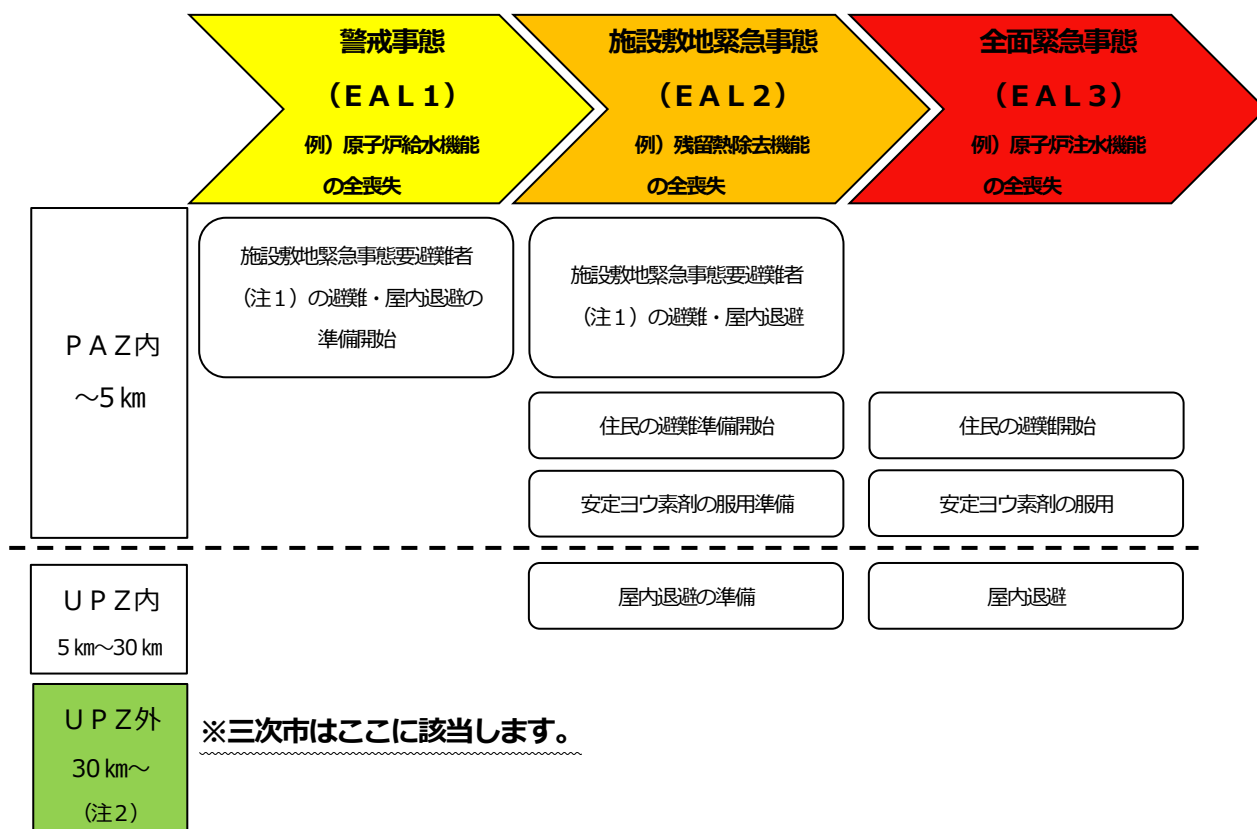
緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることとしており、原子力発電所の状況に応じて、緊急事態を3つに区分しています。

ただし、ここに示されている区分の順序通りに発生するものではなく、事態の進展によっては、全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合があります。

### ※ EAL（Emergency Action Level）：緊急時活動レベル

避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策を行うように、事前に定めた判断基準のことです。

### 緊急事態の進展に伴うEALの考え方



(注1) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、安定ヨウ素剤を事前配布されていない、若しくは、安定ヨウ素剤の服用が不適切な者で、施設敷地緊急事態 (EAL2) において早期の避難等の防護措置の実施が必要な要配慮者 (避難の実施により健康リスクが高まるおそれのある者を除く) をいいます。

(注2) UPZ外の地域においても、事態の進展等に応じてUPZ内と同様に、屋内退避を行う必要が生じる場合があります。

このため、本市では、島根原子力発電所において緊急事態が発生したことを覚知した場合、事態の進展状況に応じて、屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行います。

(2) 原子力災害対策指針に基づくUPZの防護措置の考え方（O I L：運用上の介入レベル）

放射性物質の放出後、原子力災害対策本部による原子力災害対策指針に沿った緊急時モニタリングにより、高い空間放射線量率（500 $\mu$ Sv/h以上）が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に避難等の緊急防護措置が講じられることとなっています。（O I L 1）

また、それと比較して低い空間放射線量率（20 $\mu$ Sv/h以上）が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転や地域生産物の摂取制限等の早期防護措置を講じることとしています。（O I L 2）

さらに、避難や一時移転等が必要ない空間放射線量率（0.5 $\mu$ Sv/h以上）が計測された地域においても、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を実施し、基準を超えるものにつき摂取制限を実施します。（O I L 6）

※ O I L（Operational Intervention Level）：運用上の介入レベル

放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準のことです。

緊急時モニタリング結果に伴うO I Lの考え方

	緊急防護措置 500 $\mu$ Sv/h以上	早期防護措置 20 $\mu$ Sv/h以上	飲食物摂取制限 0.5 $\mu$ Sv/h以上
UPZ内 5 km~30 km	数時間内を目途に区域を特定	1日以内を目途に区域を特定	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を実施すべき区域を特定
	避難（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）の実施 【O I L 1】	対象地域の生産物の摂取を制限 【O I L 2】	1週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を実施
	避難者等を対象に避難帰域時検査を実施して、基準を超える際は簡易除染 【O I L 4】	対象地域の住民を、1週間程度内に一時移転【O I L 2】	基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施【O I L 6】

UPZ外  
30 km~

UPZ内と同じ

※三次市はここに該当します。

## 2. 受入れ対象地域

本市が広域避難者を受け入れる対象地域は、雲南市のうち「加茂町」全域です。

雲南市加茂町の地区別人口については、次の表のとおりです。

町名	地区名	人口	地区名	人口	地区名	人口	地区名	人口	人口合計
加茂町	立原	197	近松	129	大西	279	加茂中	1,929	5,820人
	南加茂	442	宇治	342	神原	496	三代	339	
	大竹	185	延野	122	大崎	127	猪尾	465	
	岩倉	200	東谷	349	新宮	27	砂子原	192	

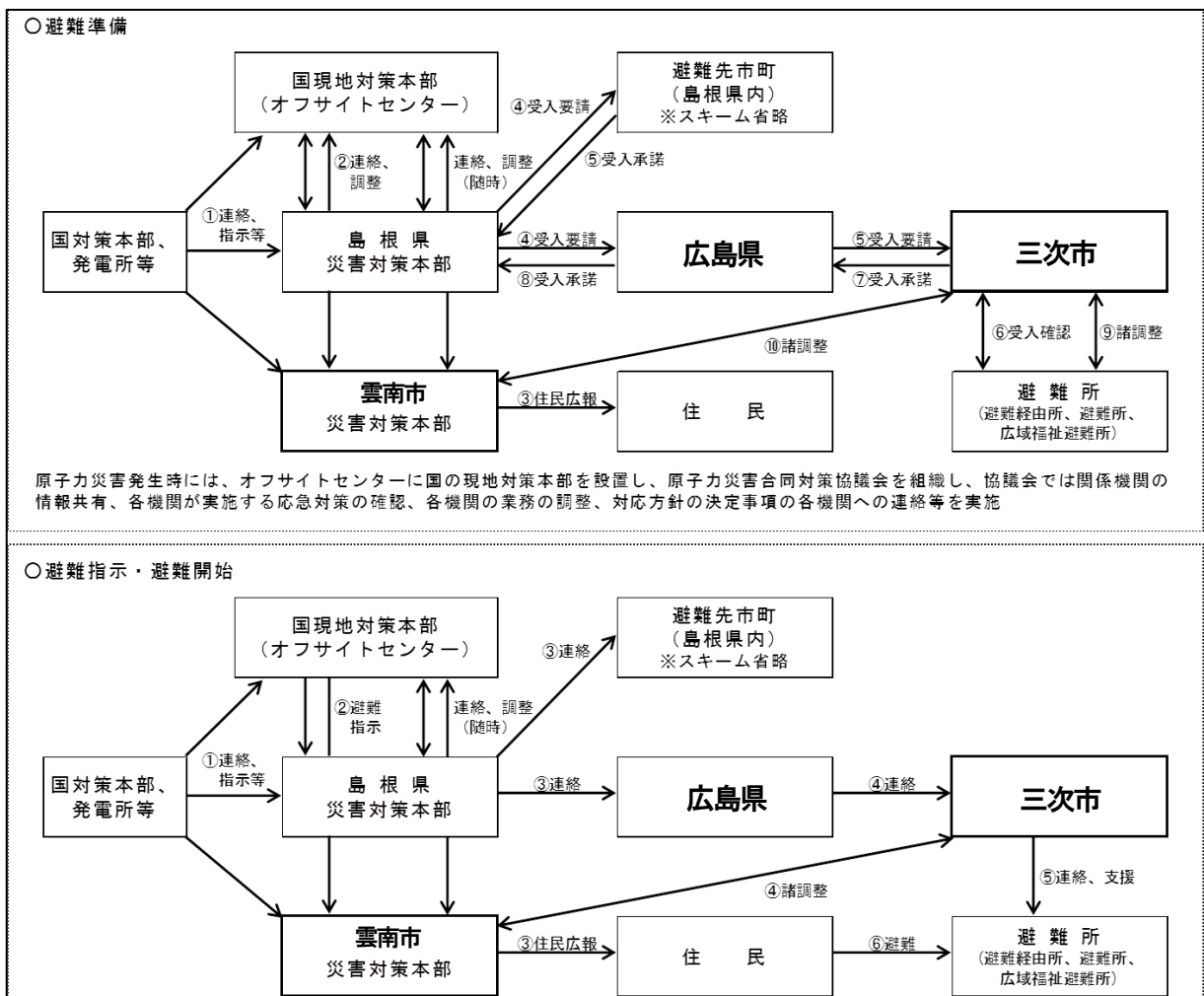
※ 令和2年4月末現在の人口（雲南市ホームページから）

## 3. 連絡体制

島根原子力発電所において事故等が発生した場合、島根県から広島県に対して、事故・災害の状況、避難準備等に関する情報連絡がなされ、連絡を受けた広島県は、島根県からの情報連絡を本市を始め、関係する市町に伝達します。（図-1 参照）

なお、本市は雲南市と日頃から情報交換や訓練等を通じて、円滑な連絡調整を行うことができる体制を構築し、災害時には雲南市からの連絡員の派遣を受け入れます。

図-1 広域避難に係る情報連絡の流れ



## 4. 避難者受入れ活動

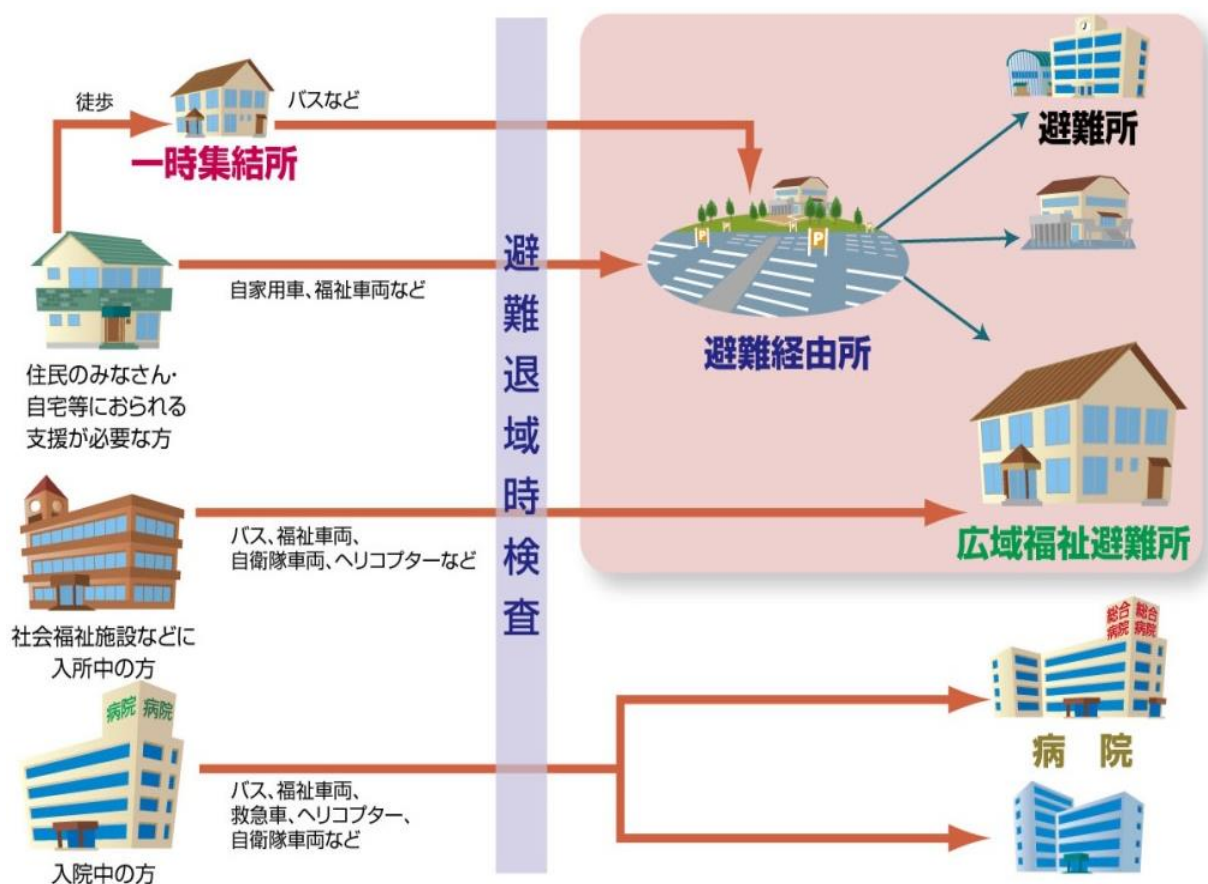
### (1) 避難の方法

避難者は、自家用車で避難する場合、渋滞を緩和させるため、乗り合わせを原則とし、定められた避難ルートにより避難経由所へ向かいます。

自家用車での避難が困難な住民等は、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保するバス等の公共手段による避難を実施することとしています。

避難者は、予防的防護措置として、放射性物質放出前に避難等を行った場合を除き、島根県が避難経路等に設置する検査場所での避難退域時検査を受けた後に避難経由所へ向かいます。

図-2 広域避難のイメージ



注) 避難経由所及び広域福祉避難所を優先して開設します。

避難所は、受入れスペースの状況を踏まえ、順次開設します。

### (2) 避難者受入れ手順

- ① 本市は、広島県を通じて島根県から受入れ可否の確認依頼を受けます。(EAL2を想定)
- ② 依頼を受けた本市は、避難所等の状況、開設に係る人員等を確認し、受入れの可否を広島県に報告します。

自然災害の発生等で本市が被災しており、職員の体制が取れない、避難所が既に使用中である、



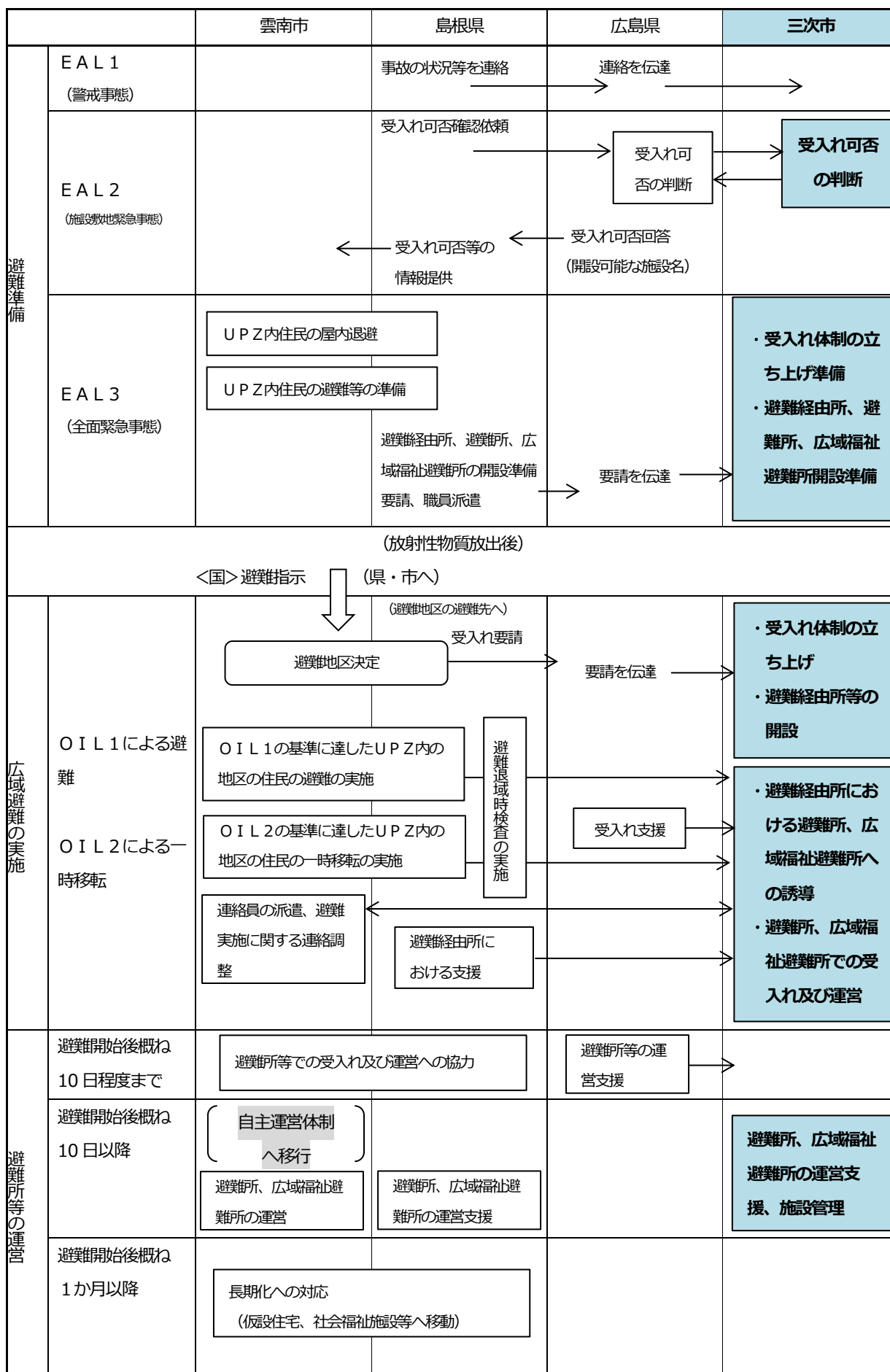
若しくは、避難所が使用不可能であるなどの特段の事情があり、雲南市からの避難者の受入れが困難な場合は、その旨を広島県に伝え、受入れを断るか、本市の対応できる範囲内で、避難者の一部を限定的に受け入れるなどします。

- ③ ②の報告結果をもとに、広島県は本市の受入れの可否、開設可能な避難所等の施設名を島根県へ回答します。
- ④ ③を受け、島根県は雲南市とも調整の上、広島県を通じて本市に対して避難所等の設営準備の要請を行うとともに、職員を派遣します。(EAL3を想定)
- ⑤ 要請を受けた本市は、受入れ体制の立ち上げや避難所の設営準備等を行います。
- ⑥ 緊急時モニタリングの結果に基づき、国が避難対象区域を特定し、雲南市に避難等の指示が出されると、島根県は広島県を通じて本市に避難者の受入れ要請を行います。(OIL1、2)
- ⑦ 本市は受入れ要請を受け、避難経路所、避難所及び広域福祉避難所を開設し、受入れ体制を整え、物資や人員等が不足する場合は、広島県へ支援を要請します。
- ⑧ 避難対象区域の住民等は、雲南市の指示に従って避難を開始し、本市は受入れを開始します。  
この際、雲南市から本市に派遣された連絡員を通じて雲南市との間で、避難に関する調整(避難バスの台数・出発時刻等把握できる避難状況、避難先の準備状況等)を行うものとします。  
また、島根県は実施計画に基づき避難退域時検査を実施するとともに、避難先市の支援、避難者の支援等のため避難経路所へ職員を派遣します。  
検査済証を持たずに避難経路所等へ来た避難者への対応も島根県からの派遣職員が行います。
- ⑨ 島根原子力発電所の状況が安定し、避難等の指示がなされないまま、雲南市に出された屋内退避の指示が解除された場合、受入れ準備をしていた本市は、島根県からの連絡(広島県経由)を受けた後、避難準備を解除します。

### (3) 島根県及び雲南市からの職員派遣

- ① 避難開始前(全面緊急事態)の段階で、島根県は避難先市の支援、避難者の支援等のため、避難経路所に職員を派遣します。  
避難退域時検査済証を持たずに避難経路所や避難所へ来た避難者への対応についても、派遣された島根県職員へ引き継ぎます。
- ② 避難決定後、雲南市は避難実施に関する連絡調整のため、本市に連絡員を派遣します。

図-3 広域避難のフロー図



#### (4) 避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の管理・運営主体

- ① 避難開始当初は、島根県及び雲南市は住民避難の送り出しに全力を挙げる必要があるため、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の開設・管理、避難住民の誘導など受入れ業務については、広島県及び本市が主体的に対応することとなります。
- ② 本市は、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所を開設し、避難所施設の管理を行うとともに、初動段階においては雲南市に代わって、これらの運営を行います。
- ③ 雲南市は住民避難の送り出しが落ち着いてきた段階から、本市へ職員を順次派遣し、本市の指示により、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の対応を行います。
- ④ 避難開始後概ね1週間から10日後を目途に、避難住民、雲南市、ボランティア等による避難所の自主運営体制へ移行することとします。

雲南市は臨時出張所等の現地支援拠点を設け、避難所及び広域福祉避難所との連絡・調整、支援を行います。

自主運営体制移行後、本市は、雲南市の現地支援拠点の設置に関する調整や補助を行うとともに避難所・広域福祉避難所の運営に関する支援を継続します。

#### 5. マニュアルの対象者

このマニュアルを使うことを想定している人、又は組織等は次のとおりです。

##### (1) 本市の担当職員

雲南市の体制への移行まで、避難経由所及び避難所の開設・運営を行う本市の職員です。

##### (2) 避難所の管理者

避難所となる市の施設の管理者（学校の場合は学校長及び教育委員会、コミュニティセンターの場合は住民自治組織の職員）です。

##### (3) 雲南市の職員

避難経由所及び避難所の運営のため、本市に派遣される雲南市の担当者です。

##### (4) 避難者の代表

避難者を代表する人であり、避難所開設時から避難所運営委員会開設までの間は、避難地区の町内会や自治会の役員等を想定しています。

避難所運営委員会開設後は、避難者から選出された会長、副会長等が代表者となります。

##### (5) 避難者

避難所に受け入れている雲南市加茂町からの避難者です。

避難所運営委員会開設後は、避難者から会長、副会長、班長、居住組長等の役員を選び、避難所運営への協力、物資等の配給、交代による当番等の業務を行います。

## 第2章 避難経路所の開設・運営

### 1. 避難経路所設置の目的

避難経路所は、避難初期段階における避難所運営の負担軽減、周辺道路の渋滞緩和等のために設け、避難者は、病院に入院中の方や社会福祉施設等に入所中の方を除いて、原則、直接避難所ではなく、避難経路所へ向かいます。

避難所は、避難経路所での避難者受入れ人数等の状況を見ながら、段階的に順次開設します。

### 2. 避難経路所の概要

本市の避難経路所は以下のとおりです。

	施設名	所在地	電話番号	駐車可能台数
1	県立みよし公園	三次市四捨貫町神田谷	0824-66-3366	475台
2	みよし運動公園	三次市東酒屋町 10493 番地	0824-62-1994	小型 965 台、大型 29 台
3	三次市営球場	三次市西酒屋町 11262 番地 7	0824-63-1237	100 台

### 3. 避難経路所の開設・運営方法

#### (1) 避難経路所の開設準備

- ① 本市は、広島県を通じて島根県からの避難経路所等開設準備の要請を受けた場合、あらかじめ定めた要員を招集し、初動対応要員及び交替要員の任務分担を行います。

避難経路所の管理者には、避難経路所を開設する旨を伝え、協力を依頼します。

- ② 招集した要員をもって、避難経路所開設に必要な資機材等（避難所説明のための位置図、通信手段、テント、机など）を避難経路所に搬入・設置します。

#### (2) 避難経路所の開設

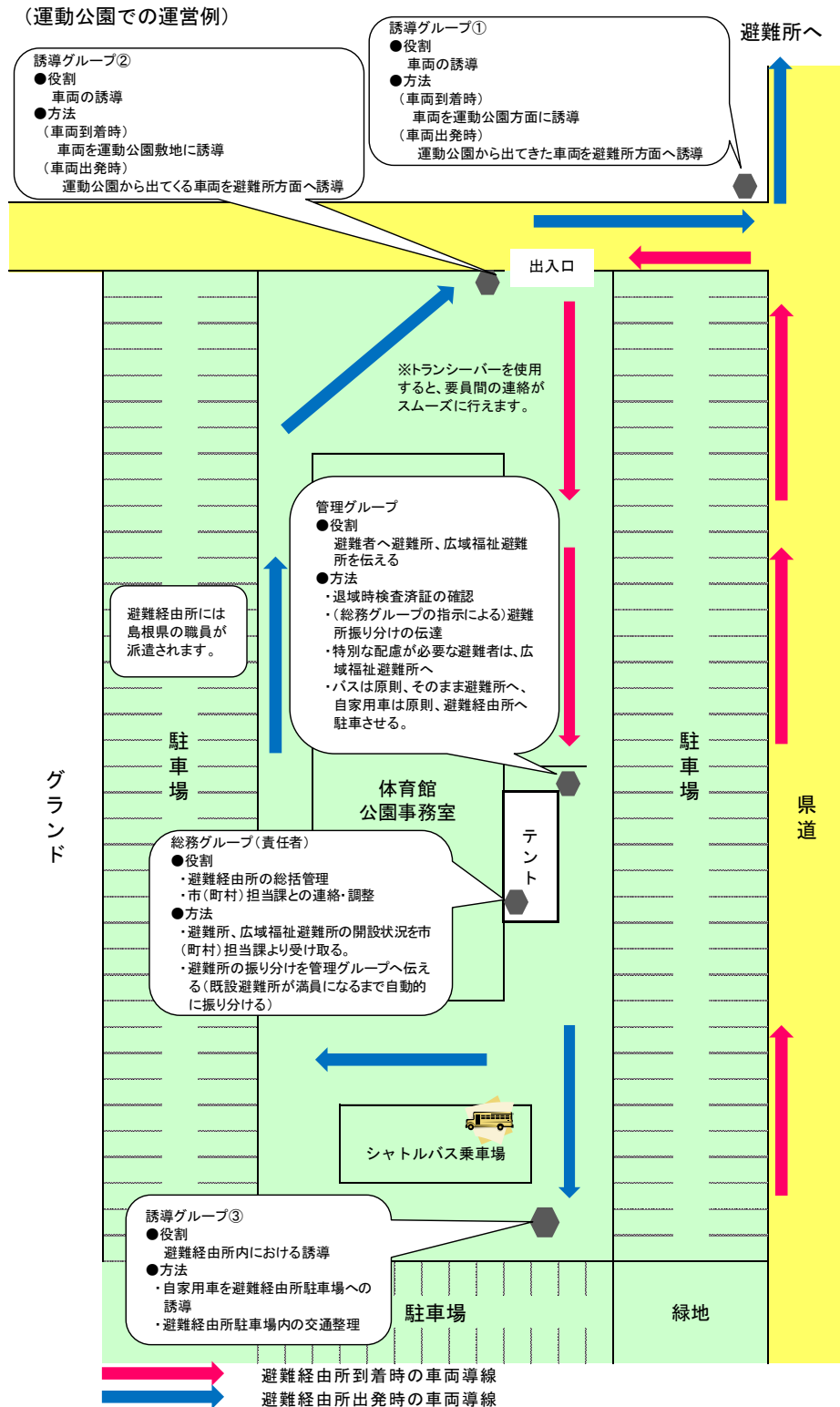
- ① 避難経路所 1 か所あたり下記の本市職員を配置し、雲南市職員、広島県職員と連携して避難経路所の運営にあたります。

班名	要員数	主な業務
総務グループ	2名 (うち1名は避難経路所責任者)	・避難経路所の総括管理 ・本市危機管理課との連絡・調整
管理グループ	3名	・避難所退域時検査済証の確認 ・避難所の振り分け
誘導グループ	3名	・避難者の誘導・交通整理

避難経路所の運営は、災害対策本部の指揮により行い、原則として、同本部の総務部から「総務グループ」、厚生部から「管理グループ」、現地対策部から「誘導グループ」の要員をそれぞれ充てることとします。(避難者の人数や車両の台数により、適宜増員することとします。)

- ② 雲南市から本市に派遣されている連絡員と連携し、避難に関する情報を入手します。
- ③ 誘導グループ(交通誘導担当)は避難経路所出入口、敷地内道路、駐車場に配置し、本市職員のみで対応が困難な場合は、警備会社への業務委託を検討します。

公道上の交通誘導にあたっては、必要に応じて、広島県と協議の上、警察に依頼します。



### (3) 避難所、広域福祉避難所への避難者誘導

- ① 本市危機管理課は、避難経路所の開設と同時に、避難所及び広域福祉避難所の開設状況を確認し、総務グループへ連絡します。
- ② 管理グループは、総務グループから受入れ可能な避難所について指示を受け、避難者へ伝えます。在宅の避難行動要支援者など、避難所の設備面で特別な配慮が必要な避難者については、指定された広域福祉避難所に誘導します。
- ③ 誘導グループは、一般の避難者を避難経路所から指定された避難所へ誘導します。
- ④ バスによって避難経路所に到着した避難者は、特段の支障が無ければ、乗車してきたバスで避難所に向かうよう誘導します。
- ⑤ 自家用車で避難経路所に到着した避難者は、シャトルバス、若しくは、自家用車により避難所に向かうよう誘導します。

### (4) 避難経路所の閉鎖

避難経路所は、日数の経過に伴って減少する避難者数に合わせて、体制を順次縮小し、避難が完了する1週間程度で閉鎖します。（※避難車両の駐車場として継続利用することがあります。）

縮小や閉鎖については、島根県から広島県に伝達される避難状況を踏まえ、本市が判断します。

### (5) その他

- ① 避難所の受入れを円滑に行うため、本市は避難経路所と避難所の連絡体制を整えます。
- ② 避難経路所の駐車スペースを確認し、不足する場合は追加の駐車スペース確保に努めます。
- ③ 体調不良者については、病院の紹介などを行います。

## 第3章 避難所の開設

### 1. 基本方針

(1) 避難所の開設は、島根県からの要請（広島県経由）を受けて行い、原則として、本市の担当職員が、避難所の施設管理者と連携して実施します。

災害対策本部の厚生部避難所班の要員を中心に対応しますが、避難が長期化することが予想される場合、現地対策部やその他の要員を交替要員として割り当てます。

(2) 避難所となる施設では、施設内の機器の使用等、施設管理上の対応が必要となりますので、避難所の施設管理者や職員に対して、できる限りの協力を要請します。

(3) 使用する避難所及び広域福祉避難所については、避難者の人数等に応じて、三次市地域防災計画に定める市の指定避難所の中から選定します。

### 2. 施設の解錠・開門

本市危機管理課において、事前に避難所・広域福祉避難所の施設管理者と調整を行った上、本市の職員（避難所班）が現地に赴いて、施設管理者の協力を得て、施設の解錠・開門を行います。

### 3. 避難所の開設準備

本市の担当職員又は避難所の管理者は、「避難所開設のためのチェックリスト」〔様式1〕により、実施項目に洩れがないか確認しながら、手分けして開設準備を行います。

#### (1) 設備などの安全確認

本市の担当職員は施設が安全に使用できる状態か確認した上で、施設機能（電気・ガス・水道・電話・放送設備等）が正常に機能するかを調査します。

また、備蓄倉庫がある場合は、場所などを確認しておきます。

#### (2) 居住スペース、各種共有スペース及び立入禁止スペースの指定

① 安全確認結果をもとに、避難者の居住スペース、各種共有スペース及び立入禁止スペースを指定します。

施設（敷地を含む）のどの部分を避難者の居住スペース等として利用するかについては、本市の担当職員が避難所の管理者と協議し決定します。

② 避難者1人当たりの居住スペースは、施設の状況と避難者数により異なりますが、最低でも1人当たり4㎡を割り当てます。

可能な限り、通路については幅1.5m程度を確保します。

③ 居住スペースは、ロールマット等の敷設を行い、養生テープ等により通路及び個々の居住スペースの境界を表示します。

- ④ 使用する部屋の中の既存の物品等は、必要に応じて他の部屋等に移動させます。(移動先は施設管理者と現地で相談します。)
  - ⑤ 避難者が使用するゴミ箱を設置します。  
ゴミの分別については、本市の指定する分別方法によります。
  - ⑥ 可能な限り、ダンボール等による間仕切り等を設置します。
- (3) 階段の昇降などへの配慮から、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦などの要配慮者を優先して1階の部屋に避難させます。
- (4) 受付、避難所看板等の設置  
受付場所は、居住スペースの玄関近くに設け、避難所の入口に避難所看板を設置します。  
また、避難者が混乱しないよう、誘導のための表示(張り紙等)を設置します。
- (5) 避難所運営事務室の準備  
本市危機管理課との連絡手段の確認及び避難所運営事務を行うスペースを確保します。  
なお、施設が保有する電話、FAX、パソコン等を借用して事務を行う場合は、施設管理者の協力を得る必要があります。

#### 4. 避難者の受入れと誘導

本市の担当職員又は避難所の施設管理者は、避難者を施設内へ誘導します。

なお、避難者は長距離移動で疲労していると思われるので、受入れ手続きをできるだけ円滑に行うよう配慮します。

##### (1) 避難者の受付

- ① 「避難者名簿」〔様式2〕を、避難受付時に記入してもらいます。  
人数が集中した場合は、避難後速やかに、居住組の組長の協力を得て記入してもらいます。
- ② 「避難者名簿」は、安否確認の対応、食糧・物資の避難者全員への安定供給並びに避難者の状況を把握するために必要ですので、迅速かつ正確に登録・管理します。
- ③ 「避難者名簿」は、世帯・家族単位とし、各世帯等の代表者に記入してもらいます。
- ④ 「避難者名簿」には、避難者の氏名・性別・年齢・続柄・被災以前の住所・避難者の状況などを記入してもらいます。

##### (2) 避難者の取りまとめ(居住組の編成)

- ① 避難者の代表は、避難者の不安を少なくするために、本市の担当職員、避難所の管理者の協力を得ながら、可能な限り近隣の避難者ごとに、居住組を編成するよう配慮します。
- ② 原則として世帯を一つの単位として居住組を編成し、各居住組には1人ずつ組長を置きます。
- ③ 居住組の編成には、高齢者や障がい者などの要配慮者だけにならないよう、配慮します。



## 5. 市への連絡

- (1) 本市の担当職員は、「避難所状況報告書（第1・2・3報：初動期用）」〔様式3〕により、速やかに避難者の概数、食糧・飲料水等物資要請の有無、負傷者の状況、周辺状況、運営にあたり不足する人員等第1報を報告します。
- (2) 開設後、概ね3時間後に第2報、6時間後に第3報を報告します。
- (3) 報告手段は、原則としてFAXを使用し、電話の場合は常にメモを取るなどして、連絡事項を記録するようにします（処理した時間、通話相手の氏名等のメモを忘れないこと）。
- (4) 第4報以降は、「避難所状況報告書（第報）」〔様式3-1〕により報告します。
- (5) 避難所に負傷者がいる場合は、医師の手配又は応急救護所の開設をについて検討します。  
また、高齢者や障がい者など要配慮者のニーズへの対応に努めます。

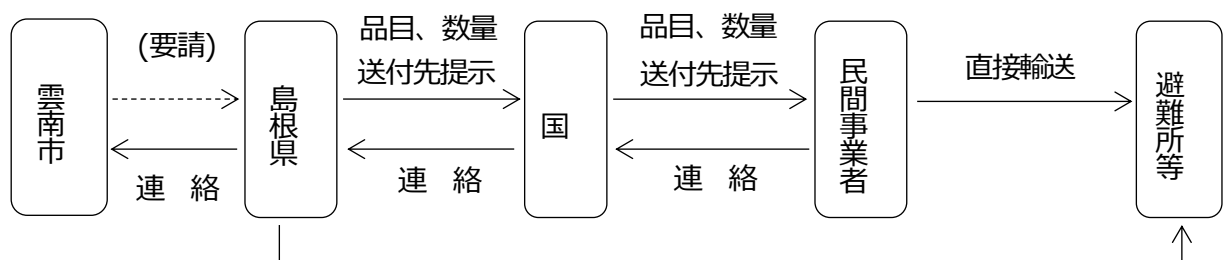
## 6. 避難所開設の周知・広報

本市は、避難所が設置されたことを各種情報伝達手段（音声告知放送、防災一斉メール、三次ケーブルテレビ、三次市ホームページ、防災情報アプリ「コスモキャスト」、広報車等）を使って住民に周知・広報します。

## 7. 食糧・物資等の管理、配給

- (1) 避難所へ提供される食糧や毛布等の物資については、避難元の島根県及び雲南市が、国や関係事業者に要請し、迅速に確保することとしていますが、避難所開設直後であって、確保が間に合わない場合は、応急的に本市の備蓄品により対応します。
- (2) 飲料水は一人あたり1日3リットル、食糧は一人あたり1日3食を目安として配給します。  
また、要配慮者などで、早急に栄養補給が必要な人には優先的に配給します。
- (3) 原則、食糧と水は、居住組ごとに配給します。
- (4) 避難者の受入れに要した経費については、島根県が負担します。

図 食料、物資等の確保に関する想定



## 8. 体調不良者への対応

避難者に体調不良者が多いときは、病院の紹介などを行います。

避難所には、必要に応じ救護所を設置するよう努めます。

## 第4章 避難所の運営

### 1. 基本方針

- (1) 避難所は、災害発生直後において、避難者の生命・身体の安全を確保する施設として、その後は、生活する施設として重要な役割を果たします。
- (2) 避難所では、「避難所運営委員会」を設置し、避難者の自主運営を原則とします。
- (3) 自主運営体制移行後、雲南省の地区現地対策本部（臨時出張所等の現地支援拠点）は、避難所の後方支援を行い、本市は避難所施設の管理のほか、雲南省の支援を行います。
- (4) 本市は、雲南省と連携しながら、要配慮者のニーズへの対応を行います。

### 2. 避難所運営委員会設置以前の対応

#### (1) 「避難者名簿」〔様式2〕の作成・管理

避難所での各種サービスは、避難者数に応じて提供しているので、新たな避難者及び退所者の確認等を行い、現状の避難者の人員を把握します。

##### ① 「避難者名簿」の整理・更新

「避難者名簿」を取りまとめ、「避難者一覧表」〔様式2-1〕を作成し、本市危機管理課に避難者の入所状況等を報告します。

##### ② 退所者・入所者の管理

ア 退所者に、「避難者名簿」への「退所年月日」欄への記入を依頼し、退所者の情報を管理、整理します。

イ 退所した人の分の空きスペースを把握し、共同スペースの新規開設や新しい入所者のために活用できるようにします。

ウ 新たな入所者に、「避難者名簿」の記入を依頼します。

#### (2) 被災地住民登録票の配布

将来の医療措置や損害補償の参考資料となる「被災地住民登録票」〔様式4〕を世帯人数分配付し、避難者毎に必要な事項を記載してもらい、世帯の代表者に保管してもらいます。

#### (3) 安否確認情報等問い合わせへの対応

安否情報は、原則として本人の同意を得た上で、作成した避難者名簿により迅速に対応できるように準備します。

なお、報道機関等からの避難者の安否に関する問い合わせについては、本市危機管理課が一括して対応するので、その旨を伝えます。

#### (4) 報告、避難所に係る記録

本市危機管理課への報告が必要な場合は、「避難所状況報告書（第 報）」〔様式3-1〕により行います。

避難所での出来事を「避難所記録用紙」〔様式5〕に記録して残します。

(5) 避難所の運営に関する業務の委託

避難所の運営に関する業務の中で、民間企業・団体、NPO等へ委託可能な業務については、業務委託を実施します。

(6) 避難者向けの情報共有手段の確保

情報掲示板を設置し、本市や雲南市からの情報、生活情報等を提供します。

(7) 食糧・物資等の調達

避難者数と必要な食糧・物資の項目及び数量を把握します。

避難直後は、食糧や生活物資の確保が困難なことが予想されますので、島根県や雲南市の要請を受けて、備蓄物資の配布や流通備蓄の調達を行います。

また、避難者自ら又は地域が行う炊き出しに協力します。

(8) ごみの対応、トイレの確保

本市の委託事業者に要請し、ごみの収集を実施します。

また、避難者の人数に応じて仮設トイレを確保し、委託事業者に要請して定期的に汲み取りを実施します。

(9) 衛生管理

病気の発生を予防し、良好な環境を作るため、衛生管理に配慮します。

手洗いの徹底を呼びかけ、手指消毒液を確保するなどして、感染症を予防します。

洗濯ができるよう、洗濯機、物干し場を設置します。

シャワーや風呂を確保し、難しい場合は、体を拭くための使い捨てタオル等を配布します。

(10) 寒さ暑さ対策

ストーブの設置、扇風機の設置、毛布の配布等季節に応じた寒さ暑さ対策を講じます。

(11) 相談の受付

避難者の様々な意見、相談等を受け付け、適切な対応に努めます。

(12) 要配慮者への対応

配慮が必要な方を名簿により把握し、適切に対応するとともに、広域福祉避難所への移動が必要な方については移動を検討します。

必要に応じて、外国語による避難所内情報の提供を検討します。

(13) 女性への配慮

女性更衣室用、授乳室用のスペースや、女性特有の物資（生理用品等）を確保します。

(14) 防犯対策

夜間1人で行動しないなど自衛の呼びかけや、警察による立ち寄りやパトロールの要請などを行います。

(15) ペットへの対応

飼い主が責任を持って避難所でペットを飼育できるよう、避難所の状況に応じた居場所の確保等の対応を検討します。

### 3. 避難所運営委員会の設置

- (1) 避難開始後概ね1週間から10日後を目途に、避難所では、避難者が自主的に避難所を運営するために、避難者の代表者、雲南市職員及び避難所の施設管理者等で構成する「避難所運営委員会」を設置し、運営に関わる事項を協議・決定し、運営します。
- (2) 避難所運営委員会は、避難者相互の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすいするために、避難所ごとに「避難所共通理解ルール」を作成し、避難者はこれを遵守します。
- (3) 避難所の運営が特定の人々の負担とならないよう、避難所の担当職員、避難所の施設管理者を含めて、できるだけ交替や当番制等により全体で対応することとします。
- (4) 避難所に入所した避難者は、受け入れた部屋・区画ごとに「居住組」を組織して、避難所の運営に参加することになります。
- (5) 避難所運営委員会は、会長、副会長、各運営班長、各居住組長、避難所の担当職員、避難所の施設管理者で構成します。
- (6) 運営委員会はできるだけ男女の委員で構成し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮した運営を行います。
- (7) 具体的な業務を執行・運営するために各運営班をおき、避難所運営会議を開催し、必要事項等を協議決定します。

この避難所における共通理解ルールは次のとおりです。

守るようにお願いします。また、自主的に避難所運営に参加してください。

〇〇避難所運営委員会

1. この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表者、避難所の担当職員及び避難所の管理者等からなる避難所運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を組織します。
  - (1) 運営委員会は、毎日午前〇時と午後〇時に定例の会議を行います。
  - (2) 運営委員会の業務の執行にあたるため、調整班、情報班、相談班、食糧・物資班、保健班、要配慮者支援班、環境班、巡回警備班、ボランティア班を避難者等で組織します。
2. 避難者は、世帯や家族単位で登録する必要があります。
  - (1) 避難所を退所するときは、運営委員会に転居先を連絡してください。
  - (2) 犬、猫等のペットは専用のケージに入れるか、施設外の屋根のある場所につなぐなどしてください。  
また、臭いや鳴き声などに配慮し、他の避難者に迷惑がかからないようにしてください。
3. 〇〇室等の施設管理や避難者全員のために必要となる部屋、又は危険な部屋には避難できません。  
また、避難所では利用する部屋の移動を定期的に行います。
4. 食糧・物資は、原則として全員に配給できるまでは配給をしません。  
ただし、必要がある場合は、要配慮者等、優先順位を定め配給をします。
  - (1) 食糧・生活物資は、避難者の居住組ごとに配給します。
  - (2) 特別な事情がある場合は、運営委員会の理解と協力を得てから行います。
  - (3) ミルク・おむつなどの特別な要望は、〇〇室で対応します。
5. 避難所では、お互いのプライバシーや生活環境の確保にできる限り努めます。
6. 消灯は、夜〇時です。
  - (1) 廊下・通路は点灯したままとし、体育館等は照明を落とします。
  - (2) 〇〇室等管理に必要な部屋は、防犯上の理由のため、点灯したままとします。
7. 放送は、夜〇時で終了とします。
8. 〇〇室の固定電話は、午前〇時から夜〇時まで、受信のみを行います。
  - (1) 避難者への電話があった際は、放送により呼び出しを行います。
  - (2) 公衆電話は、緊急用とします。（携帯電話も所定場所以外での使用を禁止します。）
9. トイレの清掃は、午前〇時、午後〇時に、避難者が交替で行うことにします。
  - (1) 清掃時間は、放送します。
  - (2) トイレの使用は、トイレに表示してある注意事項を守って使用します。
10. 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止とします。
11. ごみは、分別して指定された場所に出してください。
12. 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。
13. その他避難所の利用などについて施設管理者から要請があった場合には、要請事項を遵守してください。

## 第5章 避難所の閉鎖

### 1. 基本方針

(1) 避難者の次の避難先（公営住宅、仮設住宅等）への移転等により、避難者がいなくなった避難所は、随時閉鎖します。

また、避難者が少なくなった避難所を継続して開設する必要がある場合は、他の避難所との統廃合を検討します。

(2) 避難所の閉鎖や統廃合の時期については、本市と雲南市及び施設管理者が協議して、避難者の合意を得て決定します。

(3) 避難所の閉鎖や統廃合に関わる業務は、原則避難所の担当職員が行いますが、閉鎖時期などの避難者の合意形成は、運営委員会が中心となって行います。

(4) 運営委員会は、避難所施設の原状回復と、避難者の生活再建を重視して運営を行います。

### 2. 情報の提供

避難者に対して、雲南市災害対策本部、地区現地対策本部から提供される災害復興計画や応急仮設住宅の整備スケジュール、避難所の統廃合情報の提供に努めます。

### 3. 避難所統廃合に伴う移動

(1) 避難所運営委員会において、避難所の縮小、閉鎖の時期を調整します。

小中学校の体育館が避難所になっている場合は、授業への影響も考慮します。

(2) 全体的な避難者が減少し、避難所の統廃合により、他の避難所への移動の指示があった場合、避難所運営委員会は、避難者に対して移動への理解と協力を得られるよう十分に説明を行います。

(3) 避難所を統合する場合には、できるだけ地区ごとにまとめ、避難者への影響ができるだけ少なくなるように配慮します。

(4) 避難所の担当職員は、他の避難所への移動が決定した場合には、移動の日時、荷物等搬送のための車両、人員の確保等について地区現地対策本部等と協議調整を図ります。

### 4. 避難所の閉鎖時期、閉鎖準備等避難者への説明

(1) 避難所の担当職員は、地区現地対策本部等からの指示を受け、閉鎖の準備に取りかかります。

(2) 避難所の閉鎖時期の概ねの目安を立てることにより、避難生活が慢性的に継続されることを回避します。

(3) 避難所運営委員会は、避難所の閉鎖時期、閉鎖準備について避難者へ説明し十分理解されるよう努めます。

## 5. 避難所閉鎖後の通常業務体制の準備

施設管理者は、避難所閉鎖の準備とともに、避難所閉鎖後の施設の本来業務の準備を進めます。

## 6. 避難所閉鎖準備

- (1) 避難所の担当職員は、避難所の閉鎖にあたり、使用されなかった物資等があった場合は、その種類・数量を地区現地対策本部に連絡して移動・処分等を要請します。
- (2) 避難所の担当職員は、避難所管理に使用した記録等を雲南市災害対策本部に引継ぎます。
- (3) 避難所運営委員会は、避難所閉鎖をもって解散します。

# 様式集

様式 1	避難所開設のためのチェックリスト
様式 2	避難者名簿（世帯単位）
様式 2 - 1	避難者一覧表
様式 3	避難所状況報告書（第 1・2・3 報：初動期用）
様式 3 - 1	避難所状況報告書（第 報）
様式 4	被災地住民登録票
様式 5	避難所記録用紙



様式1

### 避難所開設のためのチェックリスト

[避難所名]

[担当職員名]

年 月 日

チェック項目	対応項目	確認
1 開設方針の確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・危機管理課から開設指示が出たか。</li><li>・避難の指示等が出ているか。</li></ul>	
2 開設準備への協力要請	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設管理者等へ協力要請を行う。</li></ul>	
3 施設の安全確認 ※一見して施設が危険であると判断できる場合は、直ちに危機管理課へ連絡し、必要な対応を検討する。	<ul style="list-style-type: none"><li>・建物の安全確認をする。(目視)</li><li>・落下、転落しそうなのがあれば撤去する。</li><li>・ガス漏れがないか確認する。</li><li>・危険箇所には、張り紙、ロープを張る。</li><li>・ライフライン(ガス・電気・水道)の使用可否を点検する。</li><li>・周辺の道路状況を把握する。</li></ul>	
4 避難所運営用設備等の確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の安全確認後、設備(電話、パソコン、放送設備)等の使用可否を確認する。</li></ul>	
5 機材・物資の確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・備蓄してある食糧・水を確認する。</li><li>・物資・資機材等を確認する。</li><li>・非常用設備を確認する。</li></ul>	
6 居住組の編成	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則として世帯を一つの単位とし、避難所内の部屋単位などで編成する。</li></ul>	
7 避難所利用範囲等の確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・安全な部屋・スペースを確保し、避難者を受け入れる。</li><li>・使用禁止範囲には「使用禁止」の張り紙をする。(特にトイレについては、早急に使用の可否を調べ、使用不可の場合は、避難者等が利用する前に張り紙をしておくこと)</li></ul>	
8 利用室内の整理・清掃	<ul style="list-style-type: none"><li>・破損物等の片付け、机、イス等の片付け、清掃</li></ul>	
9 受付の設置	<ul style="list-style-type: none"><li>・受付の設置場所【                      】</li><li>・避難者名簿等の準備</li></ul>	
10 避難所看板設置	<ul style="list-style-type: none"><li>・門、施設扉付近に避難所表示板を設置する。</li></ul>	
11 避難者の受付、登録	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難者名簿(世帯単位)に登録依頼する。</li></ul>	

12 避難所内の割当て・誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ居住組ごとにまとまるように誘導する。</li> </ul>	
13 避難者への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初最低限の施設利用上のルールを定めておき、以降、順次見直す。</li> <li>・トイレの使用場所・火気取扱等について説明する。</li> <li>・避難者のうち未登録者への登録依頼</li> </ul>	
14 <u>危機管理課</u> への報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所設置及び状況報告をする。</li> </ul>	
15 <u>危機管理課</u> への要請事項の整理・報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不足食糧・物資の整理・要請する。</li> <li>・応援要員の要請をする。</li> </ul>	

避難者名簿（世帯単位）

〔避難所名・組名： 〕

①入所年月日		年 月 日		②住 所 〒	〒	
③あなたの家族で「ここに避難した人だけ」 記入してください。						電話番号
氏 名		年齢	性別	④所属自治会		
ご 家 族			男女	⑤親族など連絡先	〒 電話番号 ( ) -	
			男女			
			男女	⑥避難情報 あなたの家族は全員避難していますか。 ア 全員避難した イ まだ残っている。 →どなたですか。 ( )		
			男女	⑦安否情報 あなたの家族は全員連絡が取れましたか。 ア 全員連絡が取れた。 イ まだ取れていない。 →どなたですか。 ( )		
			男女			
			男女			
⑧ご家族に、病気などの特別の配慮を必要とする人や、入れ歯やめがねの不備等、注意点があればお書きください。						
⑨ご家族に、医師、看護師、栄養士、保育士等有資格者がおられれば、職種等をお書きください。						
⑩他からの問い合わせに、住所、氏名を答えてもよいですか。 ( はい ・ いいえ )						
⑪	退出年月日： 年 月 日					
	転出先： 〒 電話番号： ( ) -					
備考（この欄には記入しないでください。）						

避難者一覧表

[避難所名 ]

	世帯区分 (注1)	ふりがな 氏名	年齢	性別	住所 電話	入所日時 退所日時	情報公開	備考 (注2)
1				男女 男女	( ) -	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
2				男女 男女	( ) -	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
3				男女 男女	( ) -	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
4				男女 男女	( ) -	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
5				男女 男女	( ) -	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
6				男女 男女	( ) -	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
7				男女 男女	( ) -	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
8				男女 男女	( ) -	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
9				男女 男女	( ) -	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
10				男女 男女	( ) -	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
11				男女 男女	( ) -	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
12				男女 男女	( ) -	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
13				男女 男女	( ) -	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
14				男女 男女	( ) -	月 日 時 分 月 日 時 分	否	
15				男女 男女	( ) -	月 日 時 分 月 日 時 分	否	

(注1) 世帯区分には、世帯代表者に○印を記入し、世帯ごとに実線で区切ります。

(注2) 要配慮者である場合は「要」と記入し、注意すべき事項も記入します。

様式3

避難所状況報告書（第1・2・3報：初動期用）

※第何報か分かるように、数字を○で囲ってください。

※第1報においては、わかるものだけ速やかに報告してください。

避難所名			危機管理課あて 受信者名  F A X ( 0 8 2 4 ) 6 2 - 2 9 5 1  T E L ( 0 8 2 4 ) 6 2 - 6 1 1 6	
開設日時	月	日 ( )		時 分
避難種別	避難 ・ 一時移転			
報告日時	月	日 ( )		時 分
報告者名				
避難所受信手段				
F A X				
T E L				
避難人数	約	人	避難世帯数	
	約		世帯	
周 辺 の 状 況	避難所の安全確認	未実施 ・ 安全 ・ 要注意 ・ 危険		
	人命救助	不要 ・ 必要（要救助者 約 人） ・ 不明		
	ライフライン	断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通		
	道路状況	通行可 ・ 渋滞 ・ 片側通行 ・ 通行不可		
緊急を要する事項（具体的に箇条書き）				
参集した避難所の担当職員名：				
参集した避難所の管理者名：				

避難所状況報告書（第 報）

避難所名				危機管理課あて 受信者名 F A X ( 0 8 2 4 ) 6 2 - 2 9 5 1 T E L ( 0 8 2 4 ) 6 2 - 6 1 1 6
開設日時	月 日 ( ) 時 分			
避難種別	避難 ・ 一時移転			
報告日時	月 日 ( ) 時 分			
報告者名				
避難所受信手段	TEL			
	FAX			
避難世帯数	現在数 (A)	前日数 (B)	差引増減 (A-B)	
	( )	( )	( )	
避難人数	現在数 (A)	前日数 (B)	差引増減 (A-B)	
	( )	( )	( )	
避難所運営委員会の状況	設置済み (会長名 : 副会長名 : ) 未編成			
連絡事項 (対応状況及び対応すべき事項について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○○班</li>   <li>・ ○○班</li>   <li>・ ○○班</li>   <li>・ ○○班</li>   <li>・ ○○班</li>   <li>・ ○○班</li> </ul> (班ごとの記載は運営委員会設置後)				
避難所担当職員名			避難所の管理者名	

様式 4

第 号  被災地住民登録票	ふりがな		性 別	男 ・ 女		
	氏 名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		
	職 業		年 齢			
	現 住 所	T E L				
	事 故 発 生 時 に いた 場 所	市 町 大字 字 番地 郡 村	屋内（木造 ・ 鉄筋コンクリート ・ 石造） ・ 屋 外			
		事故現場から の距離(km)	km			
		0～10分	10～20分	20～30分	30分～1時間	
		屋内・屋外	屋内・屋外	屋内・屋外	屋内・屋外	
		1時間～1時間30分	1時間30分～2時間	2時間～2時間30分	2時間30分～3時間	
		屋内・屋外	屋内・屋外	屋内・屋外	屋内・屋外	
年 月 日  町	被 ば く 程 度		未 処 置	処 置 済		
		皮 膚				
		衣 服				
		測定器・測定方法 及び測定者				
	除 染	衣 服	A B (携行 支給)			
	そ の 他	身 体	A B C D			
	措 置 状 況	医 療 措 置	A B C D E			
	被ばく当時 の急性病状					
避難場所名					この登録票について  1 この登録票は、将来医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、大切に保存してください。 2 住所や氏名が変わったときは、すぐにその旨を届け出てください。 3 この登録票をなくしたり、使用できないときは、再交付を申し出てください。 4 この登録票は、他人に譲ったり貸したりしてはいけません。	
避難期間						
その他参考事項						
発行年月日	年 月 日					
発 行 者	市 印					

(記載上の注意)

衣服の欄 A 更衣せず B 更衣  
 身体の欄 A 無処理 B 水による洗浄 C 洗剤により洗う D 特殊洗剤により洗う  
 医療措置欄 A 要せず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治療

様式5

避難所記録用紙  
避難所名

記載者名		危機管理課あて
記載日時	月 日 時 分	受信者名
避難人数	約 人 (午 時現在)	FAX (0824) 62-2951
避難世帯数	約 世帯 (午 時現在)	TEL (0824) 62-6116
記録事項		
対処すべき事項、予見される事項等		



## 参考資料

- ・原子力災害対策指針（原子力規制委員会）
- ・島根県地域防災計画（原子力災害対策編）（島根県）
- ・雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）（島根県雲南市）
- ・原子力災害に備えた雲南市広域避難計画（島根県雲南市）
- ・雲南市ホームページ
- ・避難所運営マニュアル（島根県松江市）

## お問い合わせ先

三次市危機管理監危機管理課

電話番号：0824-62-6116

FAX 番号：0824-62-2951

E-mail：[kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp](mailto:kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp)